平成13年3月7日(水)

於・経済産業省別館(11階) E 1 5 号会議室

第1回国土交通省独立行政法人評価委員会 土木研究所分科会

国 土 交 通 省

平成13年3月7日(水)

第 1 回国土交通省独立行政法人評価委員会 土木研究所分科会

午後12時58分開会

1. 開 会

【技術調査課長】 それでは、定刻でございますので、ただいまから第1回 国土交通省独立行政法人評価委員会の土木研究所分科会を開催させていただき ます。

本日は、委員の皆様方には、年度末の大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。私、事務局の清治でございます。どうかよろしくお願いいたします。

本日の議事進行につきましては、後ほど、分科会長を互選していただきたい と思いますので、それまでの間、私が務めさせていただきたいと思います。

2. 技術審議官挨拶

【技術調査課長】 それでは、第1回目の分科会でございますので、初めに、 国土交通省大臣官房技術審議官の佐藤からごあいさつを申し上げます。

【技術審議官】 ご紹介いただきました大臣官房技術審議官の佐藤でございます。先生方には大変お忙しい中、また、嶌先生、高木先生、中村先生、後先生におかれましては、きのうに引き続きで大変恐縮でございます。

この4月から、建築研究所と土木研究所と港湾技術研究所、この3つの研究 所がそれぞれ独立行政法人に移行することが決定しております。また、国の研 究機関としては、国土技術政策総合研究所というものが設置されることになっ ております。したがいまして、この従来の3研究所については、ひとつの国の 総合研究所と3つの独立行政法人になって役割分担していく、こういうことで ございます。 昨日も大変いろいろ貴重なご指摘をいただきました。今日は理事長になる予定の坂本さんも見えておりますが、出発でございますので、特に厳しくといいますか、しっかりとご指摘いただいて、順調に船出ができますようにアドバイスをぜひよろしくお願い申し上げたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

【技術調査課長】 本日、お手元にたくさんの資料を配付させていただいております。資料の取り扱いでございますが、その資料の中の8、9、10、この3点につきましては、大臣が定めまして独立行政法人に対して指示をいたします中期目標、それから、これを受けて独立行政法人が定めますところの中期計画に関するものでございます。これにつきましては、独立行政法人の通則法によりまして、財務省との協議を要することとなっております。現在、その協議を並行して進めているところでございまして、内容の変更等も予想されますので、この3点の資料につきましては本日の分科会におきましては、委員限りということで扱わせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

3. 議事

(1)分科会委員及び出席者紹介

【技術調査課長】 これから議事に入らせていただきたいと思います。初めに、議事次第の(1)ということで、分科会の出席者の紹介ということでありまして、当分科会の委員の皆様方のご紹介をさせていただきたいと思うわけでありますが、その前に、先日の親委員会、その親委員会の後に追加任命させていただきました臨時委員の件につきましてご報告をさせていただきたいと思います。

【技術審査官】 お手元の資料の資料1、資料2でご説明させていただきます。

資料1の1枚目に、木村孟先生から森地先生に至ります29名の委員について出されておりますが、この皆様方につきましては2月22日の時点で既に任

命されているわけでございます。

次のページ、2ページに臨時委員の方々の名前が挙がっておりますけれども、 ハッチングをしていない先生につきましては、同じ2月22日付で任命されて おりますが、ハッチングをされております先生方については、その後28日付 で追加任命されておりますので、ご紹介いたします。

特にこの分科会の関係で申し上げますと、ハッチングされている一番上の井上和也先生、それから、下から2番目の藤野陽三先生、たまたま今日お二方ともご欠席でございますけれども、このお二方が当分科会の臨時委員ということで任命されておりますのでご紹介いたします。

ちなみに資料 2 は、追加任命された先生方も含めまして、各分科会がどのような構成になっているかをあらわした表でございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【技術調査課長】 それでは、資料3に当分科会の委員の名簿がございますが、初回でございますので、事務局から、本日ご出席の委員の皆様方を配席の順にご紹介させていただきたいと思います。

最初に、後委員でございます。

【後委員】 後です。どうぞよろしくお願いいたします。

【技術調査課長】 嶌委員でございます。

【嶌委員】 どうも嶌です。

【技術調査課長】 椎貝委員でございます。

【椎貝委員】 椎貝でございます。

【技術調査課長】 高木委員でございます。

【高木委員】 高木です。よろしくお願いします。

【技術調査課長】 中村委員でございます。

【中村委員】 中村です。よろしくお願いします。

【技術調査課長】 森地委員でございます。

【森地委員】 よろしくお願いいたします。

【技術調査課長】 今、事務局からお話しさせていただきましたが、臨時委員であります井上委員と藤野委員はご欠席でございます。

なお、本分科会の委員はこの8名でございますが、今日は6名のご出席をいただいておりまして、独立行政法人評価委員会令の第7条に定める定足数に達しておりますので、本日の分科会は成立しておりますことを申し添えさせていただきます。

次に、私ども事務局側の担当者をご紹介申し上げます。

独立行政法人に移行する土木研究所、現在の土木研究所の主に研究体制等に つきまして、本省におきまして担当しております大臣官房の技術調査課でござ いますが、私、課長の清治でございます。

それから、左側が吉崎でございます。

私の右手のほうに、審議官は先ほどごあいさつさせていただきましたが、本年の4月より独立行政法人土木研究所の長となるべき者ということで、2月27日に大臣から指名されております坂本でございます。

それから、現在の土木研究所の所長でございますが、藤井でございます。 その隣が総務部長の笹山でございます。

一番向こう端が企画部長の中島でございます。

なお、私どもの後ろのほうに、土木研究所の現在の担当課長等が控えておりますので、後ほど、細かい点のお話で関係がございましたときには発言させていただくことになろうかと思います。

(2)分科会長互選及び分科会長代理指名

【技術調査課長】 それでは、次に議事の(2)でございますが、「分科会 長の互選及び分科会長代理指名」に移らせていただきたいと思います。

評価委員会令の規定に基づきまして、分科会長につきましては互選をいただくということになっておりまして、皆様にお諮りしたいと思います。

【中村委員】 ご専門の土木工学に関する造形が深く、かつ山梨大学学長として、研究や評価の立場にも強くかかわっておられる椎貝委員に分科会長をお

願いしてはいかがかと思います。

(「異議なし」の声あり)

【技術調査課長】 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、ただいまご賛同いただきましたので、椎貝委員に分科会の会長にご就任いただきたいと思います。これ以降、椎貝会長にご就任のごあいさつをいただきまして、以後の進行につきましては椎貝会長にお願いしたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

【分科会長】 では、一言ごあいさつ申し上げます。

私、実は、確かに出身は土木なんですが、森地先生もご存じのとおり、筑波大学に移りましてから、ほとんど土木と関係がなくなっておりまして、定年になって安心しておりましたら、たまたま山梨大学長に選出されました。まあ、お役に立つとすれば、今、大学はこの独立行政法人化についてかなり前向きに検討を進めているということで、共通することもあろうかと思います。ただ、何しろ国立大学というのが99ございまして、その中で1つ声をかければ10言ぐらいしゃべる先生が3,000人ぐらいはいるというような感じですので(笑)、もう毎日Eメールで議論の調整をしているという段階でございますので、さすがに国土交通省のほうは早いなと思って感心しております。

まあ、大学のほうの独立行政法人というのは、あと2年ぐらいはかかるだろうと思いますが、しかし、それでは独立行政法人通則法に従ってやったときにどのようなことが起きるかというシミュレーションは、十二分どころか、十五分ぐらいにやっておりますので、その意味でお役に立つかなという考えを持っております。よろしくお願いいたします。

それでは引き続きまして、国土交通省独立行政法人評価委員会令の第5条の第5項というのがありまして、分科会長に事故があるときに、その職務を代行していただく方を必ずお願いしておかないといけないということで、これはそのとおりだろうと思います。そこで、これは分科会長の権限になっていると聞いておりますので、私のほうから指名をさせていただきたいと思います。

それでは、かなり長いおつき合いでありますが、それこそ、ずっと土木で取

り組んでおられます森地委員にお願いをしたいと思いますが、皆さんも同意していただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

- (3) 国土交通省独立行政法人評価委員会土木研究所分科会について
- (4)第1回国土交通省独立行政法人評価委員会の議事報告

【椎貝分科会長】 それでは、引き続きまして次に移らせていただきます。

今回は初回の分科会でありますので、この独立行政法人評価委員会と、それから、その中にある分科会の業務につきまして説明をしていただかないと、なかなかこの独立行政法人関係というのも厄介な話でございます。また、全体の独立行政法人評価委員会で、それぞれの独立行政法人について評価をしなければならないことになっておりますので、したがいまして、その全体会の議事概要につきましても合わせてご説明をいただきたいと思います。時間が限られておりますので、要領よくお願いをしたいと思います。

【技術審査官】 右上に「資料 - 4」と書かれました資料でご説明させていただきます。内容は、「独立行政法人評価委員会の行う事務と分科会との関係」についてでございます。

まず、独立行政法人評価委員会の行う事務につきましては、(1)(2)に書いてあるように、通則法の第12条におきまして「業務の実績に関する評価に関すること」、それから、「法律によりその権限に属された事項を処理すること」というふうに包括的に規定されているところでございます。それぞれの通則法等で具体的にどう書かれているかというのを、カテゴリーに分類して整理してみますと、ここにございますとおり、Aとして「業務の実績の評価を行うこと」、Bとして「評価結果を他者に通知すること」、具体的には、総務省に置かれます評価委員会でございますが、そちらに通知すること。それからこといたしまして「独法に勧告を行うこと」、これは勧告すべき事項があるという場合に限られますけれども、それを行うこと。それからこといたしまして、

「通知・勧告内容を公表すること」というような業務に分けられるかと思います。そのほかに E といたしまして「意見を述べること」というのがございますが、これにつきましては、このページの から次のページの まで、いろいろな段階において、大臣の認可とか、あるいは許可に先立ってご意見を頂戴することになっております。

2ページ目の中ほどに書いてありますけれども、内容をちょっと見てみますと、AからDの内容、それから、Eのうちのからまでにつきましては、独立行政法人の業務が一定の進捗を見た段階で発生する事務でございます。

これに対しまして、Eの から 並びに 、これはこのページで「 」をつけておりますけれども、中身をごらんいただきますとおわかりになるとおり、業務の開始に先立って検討しておく必要のある事項でございます。したがいまして、お忙しい中、年度内に2回ほどこの分科会を予定しておりますけれども、この2回におきましては、Eの から 及び につきまして集中的にご審議いただきたいということでございます。

ただ、本日は事務局側の準備がまだすべて終わっているわけではございませんで、特に 及び 、要するに、中期目標及び中期計画の部分についてご審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に「分科会との関係」でございますが、基本的な枠組みといたしましては、評価委員会令の中で、「委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる」というふうに規定されております。これにつきましては、先月22日の独立行政法人評価委員会の中でいろいろ、特に運営規則を中心にご議論いただいたわけでございますが、その結果、分科会の議決につきましては、「あらかじめ議決した事項については、委員長の同意を得て、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる」というふうに整理されたところでございます。

では、具体的に「あらかじめ議決した事項については」ということでございますので、どういったものがその評価委員会の議決を要し、どういったものがその分科会にゆだねられるかというものを整理したのが次の3ページ目でござ

います。

業務の中身を整理いたしますと、 といたしまして、「委員会の組織・運営等に関する事項」。例えばここに書いておりますが、委員長の互選でございますとか、運営規則そのものの制定改正でございますとか、この に属する事項につきましては、すべて評価委員会の議決を要するというふうに整理されまして、分科会にゆだねられたものはないということでございます。

それから、「業務の実績の評価に関する事項」につきましても幾つかございますけれども、先にBのほうで申し上げますと、「各事業年度の業務実績の評価」というのが、年度明けて直ちに行われることになりますけれども、これにつきましては分科会の審議にゆだねると。そのほかのAに書いております「中期目標に係る業務の実績評価」、あるいはウ)に書いております「業務改善等の勧告」とかこういったことにつきましては、評価委員会の議決を要するとされたところでございます。

それから、「主務大臣への意見具申に関する事項」で見てみますと、Aのア)に書いております「中期目標の策定又は変更に際しての意見具申」。あるいはウ)の「中期計画の認可及び変更の認可に際しての意見具申」、これらは評価委員会の審議を要する、議決を要するとされまして、Bのほうに書いております「業務方法書の認可に際しての意見具申」等につきましては分科会にゆだねるということにされました。

以上が基本的な整理でございます。

しかしながら、一番下の4行に書いておりますとおり、「 のAのうち、ア)及びウ)(印)については、独立行政法人の発足の際にも必要となるものであるが、それらの事項のうち、平成13年4月1日に発足する独立行政法人に係るものについては、時間的制約等から、緊急やむを得ない措置として、上記整理にかかわらず、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる」というふうにされたところでございます。

以上が22日の審議の結果でございますので、よろしくお願いいたします。 それから、もう1ページめくっていただきますと、22日に出された意見を 幾つか紹介しております。詳しくは、ちょっと薄いんですけれども、22日の議事要旨というものをお手元に配付しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。特にここでご紹介いたしますのは、会議の公開についてでございまして、 の下のほうに がございます。そもそも前回の全体会で議論された運営規則の第5条第1項におきまして、原則として公開とするというふうに決定されております。ただ、非公開とすることが適当であると認める案件についてはこの限りでないというふうに運営規則に書かれておりまして、では、どういったものが非公開とすることが適当であると認められるかということについても議論されたわけです。その結果、 に書いていますとおり、「独立行政法人の業務の実績に関する評価に係る案件」につきましては、これは忌憚のないご意見を頂戴したいという趣旨もございまして、これは非公開とする旨が22日の評価委員会で決定されております。

また、議事の骨子をインターネット等ですぐ流しますというふうにご説明申 し上げましたところ、議事の骨子だけではなくて、議事内容すべて、これは例 えば名称を隠すとか、そういった措置を行うこともあるかもしれないけれども、 基本的には全文をインターネット等で公開するようにということが指摘されま して、その方向で対応することとなっております。

そのほか幾つかのご指摘がありまして、ここでは から まで紹介させていただいておりますけれども、ここではちょっと割愛させていただきます。

以上でございます。

【椎貝分科会長】 どうもありがとうございました。何かご質問、ご確認したい事項はございますでしょうか。

ちょっと私から1つ。実は文部科学省の審議会も、インターネットで議事録のすべては公開しているのね。ただ、速度が遅くて、なかなか見られないんです。私どもの大学では、私はコンピュータにその場で入れて、すぐ大学に送って、帰るまでには掲示するということになっていますが、だれも見ないというふうなことでありまして(笑)、ただ、これは努力することが必要なので、文部科学省の重要なことにつきましてはちょっとおくれ気味なのね。ですから、

やっぱりできれば速報という形で、まず責任なしに出して、あと整理をされる ということも必要じゃないでしょうかね。そんなことをお考えいただければあ りがたいと思います。

何かほかにございませんでしょうか。

それから、もう1点ですが、公開というのは、私がいろいろ関係している会議ですと、もう新聞記者を呼び集めて、後ろにずらっと座っていただくという形でやりますが、大体そういうことをお考えですか。

【技術審査官】 そうでございます。ちなみに、今日も2社ほど、報道関係の方に入っていただいておりますけれども、スペースの関係もあるものですから、事前に申し入れていただくことにしておりますけれども、スペースが許す限りは皆様に入っていただくことを前提にしております。

【椎貝分科会長】 私の経験では、最初のときだけたくさん来られますが、 あとは何か、各社回り持ちで1人がおいでになって、各社に配っているという ふうな形です。でも、席は用意しておかないと。よろしくお願いします。 ほかにございませんでしょうか。

(5)独立行政法人土木研究所の概要

【椎貝分科会長】 それでは、また必要がありましたら、今の点はまた戻ることもできるかと思いますので、議題の(5)でありますが、「独立行政法人土木研究所の概要」、これにつきましては詳しい委員の方もおられるかもしれませんが、全体としては何をやっているかと。突き詰めてみますと、土木というのが一体何をやっているかよくおわかりにならない面もあるかもしれませんので、この概要についてご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【土研企画部長】 それでは、私のほうから説明させていただきます。

独立行政法人土木研究所の概要、資料5と6を用いて説明させていただきたいと思います。

資料5のほうは今までの沿革等が書いてございますけれども、現在の土木研

究所は大正10年、1921年ですから、ちょうど80年前になるわけですが、 内務省土木局の道路材料試験所として発足いたしまして、以来、幾多の変遷を 経まして、昭和54年3月に、現在の筑波に移転統合いたしました。そして、 先ほど審議官のごあいさつのほうにもありましたけれども、4月1日から港研、 建研と一緒になって、新たな試験研究機関として設立されます国土技術政策総 合研究所、ここに移行する部分を除いて独立行政法人土木研究所に改編される ことになっております。

土木研究所の業務の概要ということですけれども、大きくは、「土木技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備の推進に資する」ということから、土木技術に関する調査、試験、研究開発というものと、土木技術に関する指導及び成果の普及といったようなことをやっております。

土木技術といたしましては、ここに書いてありますような、材料であるとか、 地盤、岩盤といったようなものから、構造物系、トンネル、橋梁等の問題、あ るいは耐震設計の問題、これらに関連する基礎的、汎用的な技術に関する研究 ・開発をやっております。

移行する人数等でございますけれども、現在、土木研究所の職員が全体で465名おりますが、そのうち216名が独立行政法人のほうに移行するということになっております。

役員につきましては、理事長、理事、監事2名ということで、4名以内ということになっております。

予算規模は、13年度の見込みでございますが、おおむね64億4,700万 といったような予算でスタートすることになろうかと思います。

次のページに、資料6でございますけれども、「独立行政法人土木研究所と 国土技術政策総合研究所の業務分担について」ということで、土木研究所でやっている業務がこういうふうに分かれるけれども、政策研究と、基礎的あるい は応用的な研究というのは何がどういうふうに関係しているんだというところ が非常にわかりにくい点がございますので、この観点から少し説明をさせてい ただきたいと思います。 国土技術政策総合研究所は「1.」のところに書いてありますように、「平成11年4月27日の中央省庁等改革推進本部決定において、『国土技術政策の総合的研究体制を整備するため、国土交通省の試験研究機関として国土技術政策総合研究所(仮称)を設置する』」というふうに決まっておりまして、まず、こちらのほう、略して国総研というふうな言葉を使って言っておりますが、国総研のほうにおいて担当する研究開発分野は何かを御説明いたします。これは、国がみずから実施する必要があるものは国の研究所に残すという考え方になっておりまして、3つ丸がございますが、1つが政策支援の部分、2つ目が技術基準の部分、3つ目が技術支援の部分であります。

1つ目の政策支援ですけれども、「国土交通省が行う政策企画立案の一環としての研究開発」ということで、例えば河川局とか道路局、こういう行政担当部局が進める政策、ここに書いてありますのは総合的な建設コストの縮減といったようなものでございますが、こういうものに関する技術的な分析をしたり、あるいは技術的な裏づけをとっていくというような仕事をしていくことになろうかと思います。

例えば、この建設コストについて、10%の削減というのがうたわれましたが、例えばそれを進める上で、具体的にどこに力を入れれば10%削減できるのか、それが絵にかいたモチにならないようにするためにはどうすればいいのかといったようなことをやっていくということでございます。

それから、IT革命の1つの柱でありますITS、高度道路交通情報システムでございますけれども、こういうものの方向性を打ち出して、その普及・推進に資する研究開発をする。さらには、その産学官の連携プロジェクトのコーディネーター役を担っていく、こういうふうなこともやはり国がみずからやっていくべきことであろうと考えております。

それから、2つ目の技術基準でございます。法令に基づく技術基準を策定するということになるわけですけれども、技術基準というのは、現在の技術の水準だけで決まるものではなくて、国民の皆様方の要求水準、それからコスト、こういうものを総合的に勘案して、時代に合ったものをつくることが必要にな

ります。

例えば、ここに「道路構造令」というのがありますけれども、近年では「歩きたくなるまちづくり」といったようなことが出てきましたので、幅広の歩道をどういうふうに取り入れたらいいかといったようなこと、それで、さらにはバリアフリーの研究等を行っておりますが、そうしたときに具体的な技術的な裏づけを持ってこういう構造令を立ち上げていくといったようなことを行っていくことになります。

それから3つ目が技術支援でございますけれども、例として「アセスメントマニュアルの作成」とありますが、環境アセスメントに必要な大気や騒音、水質などの評価の仕方だとか調査の仕方、保全の仕方といったようなものをここで打ち出していくことになります。

一方、独立行政法人のほうにつきましては、ここに書いてありますように、国民の生活等の観点から確実に実施されなきゃならないんだけれども、国が必ずしも自らやる必要はない。ところが、民間に委ねますとなかなか進まないであろうというようなものを3つ書いてございますけれども、リスクが大きくて、民間が自らやらないかもしれない先端的な研究。ここに「舗装材料の開発」と書いてございますが、例えば皆様方、最近、排水性舗装であるとか、低騒音舗装というものの名前が耳になじんでおられると思いますが、こういうものの開発というのは土木研究所で行って、民間を誘導して、現在の技術水準に来ていると。現在はさらに、多孔質弾性舗装というような、さらに低騒音の舗装などの開発をしているということでございます。

それから、「現象・メカニズムの解明」ということでございますけれども、 地震時の橋脚の破壊メカニズムであるとか、河川・湖沼における生物の生息・ 生育状況の解明、こういう基礎的な研究を行う。

さらには、民間等の技術開発の基盤になるということで、ここではリサイクルの例が出ておりますけれども、例えば下水汚泥だとかタイヤだとかガラス、こういうもののリサイクル技術について、民間と共同しながらやっていこうというような研究が独立行政法人の業務になります。

こう言ってもなかなかわかりにくい部分がございますので、その後のページに2つほど例を示しておりますけれども、この2つの例は、どちらかというとちょうど国総研と独法の境目にある部分とお考えいただければいいと思いますが、それはどうやって連携して仕事をしていくかということであります。

1つ目の例が耐震技術でございます。被害の分析とか国民の要求を通じて、 どんな地震に対してどんな強さのものをつくって、国民に安全をどういうふう に提供していくかというのが国の役割であろうかと思いますが、その中で一番 左のほう、国総研のほうは、どんな地震を考えるかという意味での地震動のレ ベル、「設計レベル」と書いてございますが、そして、壊れないものをつくる のか、あるいは、少しは壊れてもいいけれども倒れないものをつくるのかとい ったような設計思想の部分、これは「設計方法の基準化」というところでござ いますが、あるいは、国民の要求水準や技術水準から基準にどういうふうに反 映していけばいいかといったような基準そのものの話、こういうところを国総 研がやってまいります。

一方、独法のほうは、地震動全般のメカニズム、断層の発生から地表の震動がどうつながっていくかといったような基礎的な研究であるとか、大型震動台を使っての橋梁の破壊メカニズムの実験、あるいは補強工法として基礎の補強をどういう形で進めていくかだとか、あるいは鉄筋をどう補強していくかといったようなこと、こういうことを進めるのが独法のほうでございます。

さらに、民間のほうでは施工法や部材の開発が出てまいりますが、こういうものを総合しまして、新しい施策の展開に結びつけていくということで、国総研と独法の役割、これを現在、土木研究所1本でやっておるわけですが、今回はもっと効率的に2つに分けて連携・協力しながらやっていこうという例でございます。

次は、河川の整備に関する方向性の例を示してございます。

現在、河川の整備の中で、治水、安全を確保しながら良好な水辺環境であるとか、生物の生息環境を確保して、自然環境の保全や水質の保全を図ることが国の役割としてうたわれているところでございますけれども、河川整備の政策

の方向性を探るという意味で国総研の役割は、エンドユーザーとしての国民の皆様のニーズとか社会の動向をしっかり把握して、現在の技術水準、あるいはコスト等を勘案して可能な施策をどのような形で提案していくのか、あるいは、それが国民の要求に対する満足度がどうなのかといったようなこと、そして、さらには、なぜそういう施策を講じていくかという技術的な部分をわかりやすく国民の皆様に説明していくこと等にあると考えております。こういうものがここに書いてある「自然環境保全に配慮した河川計画・管理手法に関する研究」というような政策提言の部分になってまいります。

そして、独立行政法人のほうは、現在、岐阜のほうに自然共生研究センターという土研の実験河川がございますけれども、この実験河川等におきまして、 生物の生育環境だとか自然環境保全技術を開発するといったような基礎的な研究をしていきます。

そして、さらに民間のほうでは、やはり施工法や材料の開発をするといったことをしていただきまして、この国総研、独法の連携・協力のもとに、民間とも一緒になりまして、三位一体となって、行政で具体的に河川の整備にどういうふうに反映させていくかといったような部分を支えていくことになろうかと思います。

雑駁ではございますが、以上で独立行政法人の大きな方向性についての説明 を終わらせていただきます。

【椎貝分科会長】 どうもありがとうございました。何かご質問をいただければありがたいと思います。これは必ずしもご専門でないかと思われますが、 実はそこいら辺からの意見が一番大切なので、どうぞ何でも結構だろうと思いますが。

【後委員】 ちょっと提案なんですが、椎貝分科会長はいらしてないので大変申しわけないんですが、建研と土研との共通部分、一般的な基本にかかわるような話は、きのうある程度させていただいたということがございまして、むしろちょっと後半、時間がとれなかったものですから、わりと中期計画と中期目標のところで時間を割いていただけたらと思います。よろしくお願いいたし

ます。

【椎貝分科会長】 ほかはいかがでしょうか。

では、私から1点だけ確認ですが、この一番横の右の「民間」と書いてあるのは、民間がこれだけやっていればいいという意味ではないんですね。民間はもう何をやろうと構わないけれども、とりあえず今までいろんなところで、役所関係でやってきたところを、こういったところは民間に任せるという意味ですね。

【土研企画部長】 はい。さようでございます。

【椎貝分科会長】 で、民間が建設基準や何かのことを、設計レベルなどを 考えても構わないということですか。

【土研企画部長】 もちろん、どこをどういう形で責任を持ってやっていくかということでの政策提言とか、そういうものが民間の方から出てくるということも十分に考えられるわけでございます。

【椎貝分科会長】 主たる責任はここだけど、民間がどんどん研究開発をやっていただくのはウエルカムであるということですね。

【土研企画部長】 はい、そうでございます。

【高木委員】 こういう部分を民間が行うというのは実際にはあるんですか。 予備知識として知っておきたいのですが。

【椎貝分科会長】 ご質問ですね。この一番右の「一定の市場が形成されている」というのですが、これは建設会社がそれぞれ相当な研究所を持っておりまして、例えば宇宙ステーションのようなものまで、かなりなところはやっているわけです。要するに、民間がやるときはもうからないとどうしようもないので、そういうところで結局出てきてしまう。新しい耐震補強工法などもどんどん建設省も取り入れておられるんでしょう。例えばいろんなところで、民間で開発されて、これがいいと思えば取り入れているわけですよね。

【土研企画部長】 特に最近は、共同研究のような形で、民間の方と一緒に やっていく例も多くなってまいっております。

【森地委員】 ちょっと質問していいですか。

【椎貝分科会長】 はい、どうぞ。

【森地委員】 私、全体会議に出られなかったものですから、そこで議論されているかもしれないんですが、イギリスの交通研究所のTRL、最近、TRLと言っていましたが、オランダの水理研究所も多分そうだと思うんですが、やっぱり似たような動きをしていて、組織改編に際して重要な観点は国際マーケットにどう対応するか。つまり、外国の研究需要にどうこたえるか、こんなことが1つあったんですが、そういう話は今回あまり表には出てきていないので、この辺をどう考えるのかが1つ。

それからもう一つは、大学の場合、椎貝分科会長が直にご担当されていらっしゃいますが、大学の場合は独立行政法人になったときに、大学間の競争は今でもあるし、これからもあるわけです。ところが、独立行政法人については、どちらかといえば協調とか連携とかという話があって、その辺をどう考えていけばいいか。

具体的には、例えば道路局が土木研究所に研究委託をするのと建築研究所に 委託するのと、港湾技術研究所に委託する、そういう競争的関係が起こり得る ような仕組みになっているのかどうか。この2点、ちょっと予備知識がないも のですからお尋ねします。

【椎貝分科会長】 最初は、国際マーケットをどう考えるかということでよるしいんでしょうかね。

【森地委員】 はい。そういうお金を受け入れることができ、仕事ができるのかということです。

【技術審査官】 基本的には競争的資金、後ほど中期目標とか中期計画の中でも私どもの考えは示されておりますけれども、その一環として受け入れは、制度上は十分可能だと思っております。ただ、限られた組織体なものですから、例えば民間でもできることとか、国がやらなければならないことというのを取り除いたものに特化するというのが今回の独立行政法人の趣旨でありますから、そこと合うかどうかという照査は要るかと思いますけれども、制度的に国内の資金はもちろん、海外からのそういった需要についても資金を受け入れてやる

ことももちろん可能でありますし、ぜひ積極的にやっていきたいというのが私 どもの考え方でございます。

受託も、例えば国の機関からの受託というのは当然できることになっていまして、ちょっと話がややこしいですけれども、例えば今回、後ほどまたご説明の中に出てきますけれども、道路整備特別会計から運営費交付金ということで、 人件費でも研究費でも充てて結構ですよという形でお金を出しています。

ただ、もしも制約があるとしますと、土木研究所についても建築研究所でも港湾技術研究所でもそうですけれども、目的とか業務というのがそれぞれの法律の中に書かれておるわけでして、それを逸脱してはならない。といいますのは、各法律の一番最後のほうには、それぞれの個別法で示している業務以外のものを行った場合には20万円の過料という罰則まであるんです。したがって、そこのところをどういうふうに弾力的に解釈するかというのはありますけれども、その範囲であれば、受託しながらその業務を行っていくということは十分可能だと思います。

したがって、例えば今、道路局という例が出ましたけれども、やってもらいたい業務があって、その特性を勘案して土木研究所がふさわしいと思えば、そちらに出していただくことも可能ですし、あるいは港湾技術研究所に出していただくことも可能だと。

別の例として都市計画にかかわることですと、土木研究所も一定の範囲やっておりますけれども、建築研究所の中でそういったものを専門にやるセクションがありますので、もしもそこと深いかかわりがあるというふうに判断されるのであれば、それは建築研究所に出すこともできるということでございます。

【椎貝分科会長】 ということでございます。よろしゅうございましょうか。この民間というのがなかなか難しい問題で、それから、ただいまちょっと大学に触れられましたが、国立大学は今かなり民間的な研究をやることができるようになっているのね。TLOといいまして、テクニカル・ライセンス・オーガニゼーション、私どもも全国で12番目のTLOをつくりましたが、どんどん特許でもうけろという考えの組織です。ところが、これはアメリカの例を見

れば、最初つくったTLOというのは大概倒産するんですね。1回倒産した後でもうかり出すという傾向を持っておって、なかなか特許というものの商業化が日本でも初めは難しいのではないかと思っています。アメリカでも、最初大変多くの大学が苦労して、結果だけをみんな見ているとすごくいいわけですが、それでも10年以上かかっておりますので、急場には間に合わないということです。ただ、やらなければいつまでもできないというので、そういうこともございます。

ですから、そういうTLOを介して、いろんな大学の技術を買い取ることは 十分可能である。国が買い取るということはもう可能であるという状況です。 何かいい研究があった場合、よろしくお願いします。

よろしゅうございましょうか。

- (6)中期目標・中期計画に関する審議の視点について
- (7)中期目標(案)について
- (8)中期計画(素案)について

【椎貝分科会長】 それでは、この独立行政法人のほうで一般的に一番問題になる点は、中期目標と中期計画ということであります。ちょっと私どもの分析で言うと、中期目標の「中期」とは一体何だという定義がない。まあ、3年から5年というようなことが書いてありますが、それが果たして「中期」なのかとも思います。大学で言えば学長の任期は4年ですから、中期をやっている間に学長がかわってしまうという状況もあるので、そこいら辺が問題になるわけですが、これは大学でなければ自由がきくわけですから、ちょっとここの審議に入りたいと思います。

それで、議題で言いますと、(6)と(7)と(8)ですね。「中期目標・中期計画に関する審議の視点について」、「中期目標(案)について」、「中期計画(素案)について」です。大学の分析では、この中期目標をどのように立てるかということが鍵であろうというふうに国立大学協会では一致しております。ただ、それが3年から5年といって、学長が交代したときに学長はリー

ダーシップをとれということになっていますから、直ちに変えることができるのかどうかという問題が実はあって、文部科学省もそれはまずいから、総務省といろいろ相談をするという状況になっておりますが、それに絡むと思います。

この新しくできる土木研究所につきましては、長の任期が定まっているので したっけ。

【技術審査官】 4年です。

【椎貝分科会長】 4年ですか。そうすると、やっぱり大学とあまり大差はないのね。そうすると、結局、中期目標の維持というところがかなり問題になるかと思いますが、それを頭に置きましてご説明をいただきたいと思います。

【技術審査官】 それではご説明させていただきます。

まず、資料7をごらんいただきたいと思います。これは目標、計画そのものではございませんけれども、基本的なところを簡単にご説明させていただきます。

今日、目標と計画の中身についてご議論いただきますけれども、まず基本的な要件についてご説明いたしますと、中期目標については、通則法の第29条第2項というところに、下のほうにちょっとそれを抜粋しておりますけれども、第1号として、「中期目標の期間」から始まって、「その他業務運営に関する重要事項」というところまでを必ず規定しなさいということになっておりますので、この5項目がちゃんと入ってないといかんということでございます。

それから、「中央省庁等の改革の推進に関する方針」の内容を見てみますと、 可能であるならば、できる限り数値化する等が望ましいという方向が見えてこ ようかと思います。

それから、中期計画のほうでございますけれども、これにも最低守らなければならないルールがございまして、通則法第30条第2項には、下のほうに出ておりますとおり、「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」から始まりまして、「その他主務省令で定める業務運営に関する事項」というところまで7項目が網羅されていなければ、中期目標あるいは中期計画として失格であるということでございます。

次のページに、では今度は書かれている内容が妥当かどうかということにつきましては、もちろん今日、各委員から忌憚のないご意見を頂戴したいと思っておりますが、事務局のほうで、例えばどういったところが物差しになってくるのかということをちょっと考えてみますと、この中ほどに、独立行政法人通則法第2条とか第3条をピックアップしておりますけれども、そこに例えば、効率的とか、効果的とか、公共性あるいは透明性、自主性、要するに、独立行政法人の趣旨としてこういった項目が挙げられているのだとすれば、上のほうに書いております。からに書いているようなものがどの程度特化して、あるいはバランスよく、中期目標の中に、あるいは中期計画の中に反映されているのかといったところが妥当性を評価する上での1つの物差しになり得るのだろうかという気はしております。

次のページから、例えばそれは研究成果であるとか、財務、経営であるとか、 その他の項目に今の効率性とか効果性を当てはめたときに、どういう見方にな るのかなというのを、事務局で仮に整理したものでございますけれども、これ は一たん無視していただいて、後ほどご意見を頂戴できればと思います。

また、4ページ目以降は今日は説明は割愛させていただきますけれども、例えば一定の業務が進んでまいりますと、実績に対する評価というものが始まってまいりますので、その際にいろんな観点からご指摘をいただくためには、そのための尺度といいますか、物差しが必要になってこよう、評価のための基準でございます。これについては、私どもなりにも今検討中でございますけれども、今年の中ごろには、総務省から全政府を通じての独立行政法人を評価するためのガイドラインが公表される予定でございますので、そこに、例えば土木研究所の特性を加味して、分科会としての基準を考えていただくことになると思いますけれども、そういったことが出てまいりますということを紹介したものでございます。

次に、中期目標、中期計画そのものに関しましてご説明させていただきます。 中期目標は、先ほど冒頭で申し上げましたとおり、「委員限り」ということ を冒頭に書いておりますけれども、資料8が目標(案)でございます。それか ら資料9が、それを踏まえた中期計画の素案でございます。ここで、中期目標につきましては「案」として、それから、中期計画につきましては「素案」というふうにさせていただいている趣旨は、本来、中期計画は中期目標という大臣の指示が出たのを踏まえて、独立行政法人がみずから自主的に作成するというのが基本でございます。ただ、これに関しましては、4月1日からその独立行政法人が動くわけですけれども、直ちに業務がしっかり行えるように必要な準備はすべて整えておけというのが、別途、推進本部から指示として出されております。そういったことで、若干の例外は認められるんだろうと思っておりますが、そういった意味で、中期目標の内容の妥当性をご議論していただくときにも、それに対する答えとしての中期計画がどういった内容であるかをイメージしていただいたほうがよろしいかと思いますので、本日出させていただいております。ただし、中期計画の素案ではありますけれども、ぜひ時間がないということもございますので、お気づきの点は是非本日ご指摘をいただければありがたいと思っております。

具体的な説明は、目標と計画の対応関係をご覧いただいたほうがよろしいかと思いますので、お手元の資料10を用いましてご説明させていただきます。

左側が「中期目標(案)」でございまして、それに対して右のほうが「中期 計画(素案)」ということでございます。

まず、目標のほうで申し上げますと、冒頭で、独立行政法人土木研究所としての、独立行政法人としての任務といいますか、そういったものをどう踏まえて実施していくのかといったような基本的理念について書かせていただいております。

3行目あたりから見ますと、「質の高いサービスを提供すること等を通じて 国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする組織」だ というふうに書かれております。土木に係る建設技術に関する調査等々を行う ことによって、土木技術の向上を図ることを目的とする機関であるということ でございます。

さらに進みまして1番でございます。「中期目的の期間」は、先ほど申しま

したとおり、法定事項でございますので、これは書かれなければいけないわけですが、ここでは「平成13年4月1日から平成18年3月31日までの5年間」とさせていただいております。5年間としておりますのは、特に国土交通省、あるいは土木研究所が関係すると思われます社会資本分野の計画期間が大体5年間であるということで、それに合わせているというのが1点でございますし、時期的には必ずしも、例えば今回はこれは13年から始まるわけでして、一致しておりませんけれども、むしろ実際の整備が行われる期間に先行して、それに必要な研究成果をおさめるということで言えば、一定の合理性があるのではないかと考えて、13年4月1日からの5年間とさせていただいております。

それから、法定項目の2番目といたしまして、「業務運営の効率化に関する 事項」でございます。これにつきましては、(1)から(4)までの4項目を 挙げさせていただいております。

(1)といたしまして、「組織運営における機動性の向上」ということで、「機動的に対応し得るよう、柔軟な組織運営を図ること」ということを目標として出させていただきまして、これに対しましては、計画として2項目書かせていただいております。

1点目は「研究グループ制の導入」ということで、これまで土木研究所は、部、室、それから主任研究員、研究員という体制をとってきておりましたけれども、管理企画部門は基本的にはそれを踏襲いたしますけれども、研究セクションにおきましては、「ニーズの変化に応じた研究体制の再編がより容易な研究グループ制を導入する」という措置を講ずることとしております。

それから2つ目に「研究開発の連携・推進体制の整備」ということで、「外部研究機関等との共同研究開発等の連携、特許等知的財産権の取得・活用」等に関しまして、それを強力に進めるための「体制を組織し、研究所全体としての機動性の向上を図る」としております。

ここで具体的な組織名称を書いておりませんのは、別途、組織については大臣に届け出る仕組みになっておりまして、大臣の許可要件ではない独立性を確

保するために、許可事項ではないことによりまして、ここでは具体的に書いてない。ここに書きますと、これが承認されるわけでありますので、あたかもその組織自体を承認したかのような形になってしまうので、ここでは書いておりませんけれども、そういう特別の組織を構成することを念頭に置きつつ、このような表現とさせていただいております。

それから(2)といたしまして、「研究評価体制の構築と研究開発における 競争的環境の拡充」ということを書かせていただいております。具体的には、 評価体制を整えよということと、競争的資金等外部資金の活用を拡充せよとい うことをその目標として指示させていただいてはどうかということです。

これに対しては、2項目、措置内容を計画として書いてはどうかということで、1つは「研究評価体制の構築」ということで、研究開発の開始、実施段階、終了時における評価の実施、あるいはその方法等を定めた研究評価要領というものを研究所として設け、それを公表して、それに沿って評価を実施するということにしております。その際、研究所内での内部評価と、それから大学等の外部の方にお集まりいただいての外部評価に分類して行いまして、それぞれの研究がそもそも必要であるかどうか、それから、実施状況がどうか、出てきた成果はどんなものか、あるいは研究体制そのものがいいのかどうか、そういったものについて評価を受けることとし、なおかつ、その結果については公表を原則とするということにさせていただいております。

それから、競争的資金等外部資金の活用に関しましては、科学技術振興調整費でありますとか、地球環境研究総合推進費等をターゲットといたしまして、 それを組織的に獲得できるように、研究開発項目の整理とか重点的な要求を行うというふうにしております。

それから、左に移りまして、中期目標の(3)のところですが、「業務運営全体の効率化」でございます。ここでは指示といたしまして、情報化・電子化を進めよ、それから、外部委託が可能なものについてはアウトソーシングをしるということを言っております。その結果、「一般管理費について、本中期目標期間中における当該経費の総額を初年度の当該経費に5を乗じた額に比べて

2.4%程度抑制すること」。非常に回りくどい言い方になっておりますけれども、このところは、実際の今の土木研究所の業務の実態等を勘案いたしまして、初年度の予算については、一般管理費も含めてすべて計上済みで措置されておるわけでございますが、2年目以降については、初年度の予算を3%カットした額で頑張って実施せよと。これは研究費は入りません。一般管理費でございます。そういうふうに仮にしたといたしますと、5年のうち4年について3%抑制する。したがって、5年全体で見ますと、初年度の5倍の数字よりも2.4%の抑制が可能であるということで、こういったことを指示しようと思っております。ただし、毎年毎年同じように減らしていくのか。あるいはだんだん下げていくのか、あるいは後半においてガバッと減らすのかということは、特にここでは、目標のほうでは指示しておりません。

これに対しまして、計画のほうでは、インターネットとかイントラネットとか、そういった電子情報化等を通じて効率化を図ることとしております。

それから、 といたしまして、「アウトソーシングの推進」ということでは、まず、そもそも単純な計測といった定型的な業務については、一たんすべてアウトソーシングの対象として検討俎上に乗っけて、その上でコスト削減に資するのかどうかということを勘案した上でアウトソーシング化を図るということを言っております。

それから として、「一般管理費の抑制」につきましては、ここでは、初年度を除く2、3、4、5年目の各年度において3%ずつ抑制することによって目標を達成したいということを述べております。

それから、「施設、設備の効率的利用」につきましては、計画のほうでございますけれども、あらかじめ年間の利用計画を定めて、外部の方が利用いただける時期等を公表し、また、その手続等を定めることによって、それを促していきたいということを述べております。

それから、大きな3番目、法定事項の3番目でございますが、業務の質に関する向上につきましては、次のページでございます。

研究所の業務の大半は研究業務ということでございますので、ここがポイン

トになろうかと思います。大きく分けますと2つのことを言っております。

まず は業務全般についての内容でございます。すなわち中身でございますけれども、「土木技術の着実な高度化のために必要な基礎的・先導的研究と、良質な社会資本の整備・管理のために解決が必要な研究開発を計画的に進めること」ということと、今はまだ大きくなってないけれども、将来的に化けるといいますか、ニーズが顕在化するようなものについても積極的に実施せよという内容になっております。

これにつきましては、右のほうで、これから内閣府を中心にして定められることになります科学技術基本計画であるとか、あるいは国土交通省等の行政ニーズの動向も勘案しつつ、研究開発の範囲、目的、目指すべき成果、研究期間、これをそれぞれの研究ごとに明確化して、計画として定めて、それに沿って行っていくという措置を書いております。

それから、長期的視点を勘案して、今は小さいものでも実施していくということですけれども、その際には、例えば文部科学省等の他機関が保有しているデータベースも有効に活用するということを述べております。

で全般的なことを述べているわけですが、 のほうは、社会的要請の高い課題への早急な対応をせよということが指示内容でございます。ここでは、いろいろご意見も頂戴したいと思いますけれども、左下のほうにア)、イ)、ウ)と書いてございますが、「安全の確保」、「良好な環境の保全と復元」、それからウといたしましては「社会資本整備の効率化」、この3つを重点分野として掲げております。安全の確保、良好な環境の保全と復元、これは参考までに申し上げますと、建築研究所の中期目標でも、安全、環境というのを出しております。一方、特にウのところは、近年の社会資本整備が非常に高コストになっている状況を踏まえ、もっと安くいいものをつくれというニーズが世の中には強いのではないだろうかということで、3本目の分野としてこれを挙げさせていただいております。

これに対しての計画でございますけれども、 の中ほどにございますけれど も、「別表 - 1に示す研究開発を『重点プロジェクト研究』として重点的かつ 集中的に実施することとし、これら研究開発に中期目標期間中における研究所全体の研究費のうち、概ね40%を充当することを目途とする」というふうに書かせていただいております。

この別表 - 1 は、この資料の右下のページで申し上げますと、50ページ、51ページになります。ちょっとごらんいただきますと、指示事項がア)、イ)、ウ)になっておりますので、例えば「安全の確保に係る研究開発」については、「土木構造物の経済的な耐震補強技術に関する研究」等4つの研究領域を定めまして、この研究領域に沿って、右のほうに書いておりますような具体的な研究成果を出すべく研究を進めるということでございます。

それから、イ)の「良好な環境の保全・復元に係る研究開発」につきましては、「流域における総合的な水循環モデルに関する研究」等5つの領域を設定いたしまして、各領域ごとに右に書いているような研究成果を念頭に置きつつ研究を進めることとしております。

それから、ウ)について見ますと、「社会資本整備の効率化に係る研究開発」ということで、「構造物の耐久性向上と性能評価方法に関する研究」等5 領域を設定し、それぞれ右に書いておりますような成果を求めて研究を進める ということとしております。

もちろん、今のページでご覧いただいたこのア)、イ)、ウ)が研究のすべてではなくて、もっと土木研究所は極めて多様な研究をしておりますが、特に50ページ、51ページに書いておるような研究に力を入れて、およそ4割程度を目指すということにしております。

ちなみに、これらの分野に関する現在の土木研究所における研究費の投入の割合が、これまで大体3割程度であったことを踏まえて、およそ10%程度アップを目指して、この40%という数字を設定しております。

それから、4ページに戻ります。

(2)といたしまして、「他の研究機関との連携等」ということで、国内外の他の独立行政法人と公的研究機関、あるいは大学、民間研究機関等との共同研究であるとか、人事交流を積極的に進めよとしております。この趣旨はここ

に書いておりますとおり、「高度な研究の実現と研究成果の汎用性の向上に努める」という観点から、こういったことを指示内容としておるわけでございますが、その件数を、これまでの5年間に比べて10%程度アップさせよというふうにとりあえずさせていただいております。

それを受けまして、右のほうに書いておりますけれども、1行目、「共同研究実施規程」というのを研究所として設けて、それに沿って外部の研究機関との情報交流の場とか、あるいは設置とか多様化等を行っていくということを書いておりまして、この期間中に60件程度、新規に共同研究を実施する。これはおよそ10%増した結果に相当いたします。

あるいは、海外との研究との関係でいけば、「二国間の取極である科学技術協力協定等に基づいて行う」等々の内容を記載させていただいております。また、研究者の受け入れにつきましては、国内については交流研究員制度を新たに策定して、積極的に受け入れる。あるいは、海外からの研究者の受け入れについては、フェローシップ制度を積極的に活用するとしております。

また、(3)「技術の指導及び研究成果の普及」でございます。左でございますけれども、必要なとき、自主的な判断も含めて積極的に対応せよということをで書いております。右のほうは、技術指導規程を研究所として整備して、それに沿ってやっていきますということを書いております。

に「研究成果の普及」につきましては、内外での論文掲載等、それから、 メディアへの発表を等を通じて広く普及を図れということ等を書いておりまして、数値的には、論文発表数、それから特許の獲得件数、これを前5年に比べて10%程度増加させよということ。それから、研究成果に対する外部からの アクセスについては、初年度に比べて最終年度では3割程度アップさせよということを中期目標で書いているわけでございます。

これに対して計画のほうでは、もちろん研究成果を土木研究所報告に取りまとめるわけですが、そのほか、公開の成果発表会を開催するとか、あるいは、研究所の研究成果発表会を年1回開催するとか、あるいはホームページを直ちに立ち上げるとか、あるいはリンクをいっぱい張ることによってアクセスビリ

ティーを高めるとかということを書いておりまして、次のページでございますが、例えば、アクセス数については30%程度の増大を図る等、目標で掲げられた数字をクリアするために、こういった措置を講じていくことを書いております。

あるいは、論文発表のほうでは、先ほどの10%程度アップというのを受けまして、アップした後の件数として、論文発表数、査読付きにつきましては150程度、特許の獲得については110件程度という計画とさせていただいております。

また、「研究成果の国際的な普及等」ということでは、各種規格の国際標準化等に対応し、また研究開発の質の一層の向上を図るため、職員を国際会議等に参加させるということ、それから、海外からの研究者の受け入れ体制を整備して、研究環境を国際化すること、また、国際協力事業団の協力を得ながら、開発途上国に人を派遣したり、あるいは開発途上国から人を受け入れたりといったようなことを積極的にやっていくということを計画の中で書いております。それから、法定項目の4番目が「財務内容の改善に関する事項」でございまして、ここはあっさりと「予算、収支計画及び資金計画について適正に計画し、もって期間中の業務を確実に実行し、健全な財務体質を維持すること」とさせていただいております。

これに対して、「予算、収支計画及び資金計画」は、ここに書いているとおりでございます。ちなみに、建築研究所に関しましては、予算がすべて一般会計であるわけでございますけれども、土木研究所につきましては従来から、一般会計ももちろん入っておりますが、道路整備特別会計、あるいは治水特会、そういったものも入っておりまして、実はそういったものを運営費交付金の中にも含めて支出することになっております。その関係で、道路特会法とかそういったものの改正も既に済んでおります。ただし、例えば道路整備特別会計というか、そういう財源は道路整備のために最終的には活用されるというのが趣旨だということもございまして、会計につきましては、一般勘定と治水勘定と道路整備勘定とそれぞれきちんと分離して計算しなさいよということになって

おる関係で、予算につきましても総計のほか3つの表、それから、収支につきましても総計のほか3つの勘定、資金計画についても同じですが、かなり表の数としては多くなっておるということをご説明しておきたいと思います。数字については後ほどごらんいただきまして、またご指摘をいただきたく存じます。

それから4番目に、「短期借入金の限度額」につきましては、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度6億5,000万、これは先ほどの、単年度の65億のおよそ1割を短期借入金の限度額として設定したものでございます。

それから、「重要な財産の処分等に関する計画」として、それを処分をする 見込みは今のところないこと。それから、剰余金の使途につきましては、もし も発生した場合には、研究開発とか、あるいはそれにかかわる施設整備に充当 したいということを述べております。

5番目の「その他業務運営に関する重要事項」に移ります。1つは、施設整備についてです。先ほども、施設を有効に利用せよということを中期目標の中で指示するというふうに説明しましたが、そのほかに、業務の確実な遂行のために施設の計画的な整備・更新を行えということを指示させていただきまして、右のほうに書いておりますとおり、この5年中に、別表14のとおり、新設もしくは更新、あるいは整備を行うということを書いております。

それから、2番目として、「人員及び人事に関する事項」につきましては、必要な人材の確保と、人員の適正配置により業務運営の効率化を図れという指示にさせていただきました。これに対しましては、「適切な人員管理」としては、「中期目標の期間中に、定年退職等を含めた適切な人事管理を行い、その結果生じた減員については、効率的・効果的な調査・研究を実施するため任期付き研究員を採用すること等により業務の進捗を図る」こととしたいというふうにさせていただいて、ここの3行目ですが「人員増は行わない」ということを、その計画において規定しようと今のところ考えております。

また、「人材の確保及び人事交流」につきましては、原則として国家公務員採用試験合格者の中から採用することとするけれども、公募による選考採用で

あるとか、法律に基づく任期付研究員の採用を行うほか、優秀な外国人研究者 についても適切な方法で受け入れるということを書いております。

参考といたしまして、職員数でございますけれども、期初に216名、それを期末においても増やさずに216名ということで、今のところ考えております。

また、この期間の人件費総額の見込みといたしましては、117億5,000 万を予定しているということを書いております。

表の1つ1つをご説明する時間はここではございませんけれども、説明としては以上とさせていただきます。

【椎貝分科会長】 どうもありがとうございました。相当たくさんのところを一気にご説明いただいておりますが、どうぞご質問、ご意見等お願いします。

【後委員】 財務内容のことについてちょっとお伺いしたいのですが、横長の5ページのところの、ほとんど中身が3行しかない「財務内容の改善に関する事項」のところでございますが、先ほど、後ろのほうに別表がついておりまして、ザザッと見させていただきまして、一応このタイトルは「改善」というふうにはなっているわけですが、収支計画や資金計画を見ると、全然改善になってないなというふうな印象を持ちました。と申しますのは、ほとんどアプリオリに2.4%削減だとかという細かなことですとか、中期計画のほうで、剰余金の使途についてちょっと具体的な中身のよくわからない記述があるわけですが、要するに、細かな枝葉末節のところは何か書いてあるんですけれども、じゃあ、何をもって改善できるのかというところが、この5年間の予算を見ますと、何も変わってないわけです。

土研と建研の施設を幾つか見させていただきましたが、もう築20年もたちまして、やはり取りかえですとか更新ですとか修繕ですとか、そういった......

【椎貝分科会長】 減価償却みたいなものですね。

【後委員】 はい。研究サービスを提供する資産がどんどん劣化しているのに、資金計画や予算の中で、それが同じ額しか見込まれていないということは、じゃあ、どうやって研究の、そういう機材がなくなったら研究自体ができなく

なっちゃうわけですから、その辺を、何をもって改善というふうにおっしゃっているのかがちょっとよくわからないわけです。

独法ですから自立性を確保できるということなんですが、例えば収入の面で、 どういうフレキシビリティーがあるのかとか、改善と言うからには、何か以前 よりはよくなるということが必要だと思います。要するに、自立性というのは 言葉だけでは確保されなくて、収入の面とかインセンティブの面とかがきちん とないと、それは絵にかいたモチになるわけでして、例えばそういったような インセンティブが、財務上どういうふうに確保されているのかという点をちょ っとお伺いしたいと思います。

【椎貝分科会長】 よろしくお願いします。いかがでしょうか。つまり、ずっと平たくやっていけばいいというような計画のように見えますけれども、もうちょっとアクセントをつける必要がないかというご意見ですね。

それから、もう1点申し上げますと、今度は内部留保をつくりますと、それだけ運営費交付金が減らされないという保証は全くないということで、「あんたのところは金があるから、じゃあ減らすぞ」と言われると困ってしまうということがあるので、それが裏にあるのかもしれませんが、ご回答をお願いしたいと思います。

【技術審査官】 今の具体的な中身のところは研究所のほうから答えていただこうと思いますが、計画のほうで、例えば4番の「短期借入金の限度額」とか、「重要な財産の処分等に関する計画」とか「剰余金の使途」につきましては、これは法定計画として、それを書けというふうに書いてあるものですから、最低限書かせていただいたという程度の趣旨でございます。

あと、先生が今おっしゃったのは、例えば別表2とか別表3というのは、これは5年間の全体の数字としてそれぞれ書かれているわけですけれども、各年度のところの、15年度、16年度という数字が入っておるわけですけれども、そちらをごらんになっての今のご指摘だと思えばよろしいわけですか。

【後委員】 はい、そうです。

【土研企画部長】 56ページの、今ご指摘いただいた年度計画のところに

なるんですけれども、年度ごとの中期計画の中身で、多分この4億5,200万というのは毎年こういう形で入っていて、5年間で22億6,000万円になるように書かれていますが、これでほんとうに計画的に更新できるんですかというご指摘も1つあろうかと思います。その辺につきましては、1つ前の55ページで、実際にはこれから5年間で、こういうものの更新であるとか、修繕が必要で、主要なものにはこういうものがありますというのを5年間分見ておりまして、この辺を更新しないと研究サービスの低下につながってくるであろうという箇所を見積もって上げるわけです。独立行政法人の仕組みとして、運営費交付金と施設整備費補助金という形で国からのお金が入ってくるんですけれども、年度間の予算の使い方というのはある程度弾力的に使わせていただけることになっております。ただし、トータルとしては、この22億6,000万円というのでフィックスして、5年間で計画的にやっていきましょうと考えております。

具体的にどういう形で計画的にやるかは、各年度の事業展開の中で考えさせていただきたいというような形で、ここで見ますと、いかにも5年間硬直しているようでございますけれども、5年間分の必要経費を均等に割った形での予算額をここでは積み上げさせていただいているとご理解ください。それで、運営費交付金なり、施設整備費補助金というものを国のほうからいただけるような仕組みにしていきたいというところでございまして、先ほど椎貝分科会長のほうからお話がございましたけれども、これから独立行政法人を運営していく中で必要なものが国から運営費交付金で来るわけですが、これをある程度、5年間でどういう形で入れていくかというものがあって、その中での運用でやっていかなければならないというところがあるものですから、こんな形になっているということでございます。

それからもう一つ、もっと外部のお金を入れていくということについては、 例えば競争的経費については、ここで言うと「受託収入」の部分になるんです が、受託収入も7億の5倍で35億となっているわけです。この辺が何となく 硬直的だということになろうかと思いますが、これを伸ばしていくというのは 考えるわけでございますけれども、最初にここの部分でどんどん伸ばしていって、結果的に、何となく将来明るい見通しですよというのをつくったとしても、実際には今度は、毎年の競争的経費を取得していく努力を積み重ねていった結果、5年間でどれだけできるかというところをある程度頭に押さえて、逆に、だから35億円に抑えて、年間の7億というのをつくっているというような考え方でここもつくられております。5年間分のトータルを見通して、それを5年間分で割ったものの計画になっているということです。

先ほど申し上げましたように、単年度の予算で国の予算のようにフィックスされるのではなくて、5年間の中で、ある程度独立行政法人に弾力的な運用が委ねられているんだろうということで、計画段階ではこうさせていただいております。実際に執行がどうなったかでこれはご判断いただく材料になるのではないかなと思っております。

【後委員】 先ほど椎貝分科会長がおっしゃったように、こちらが伸びたら どこかからが減るという話はあるわけですよね。

【技術審査官】 理屈上そうなっているということではなくて、実態上、運営費交付金は一旦法人に渡してしまいますと、それはかなり自由度が高く、ニーズに応じて弾力的に使えるわけですけれども、それを幾らかというのをはじくときには相当な作業がありまして、全部根拠をつけなくてはいけません。まず何をやるんだという財務省の査定を毎年毎年受けます。必要な額は幾らだという話がまず出まして、その中から自前で稼げる部分を差し引いたものを、税金で手当てするというステップで財務当局は考えるわけです。そこをきちっとやらなくてはいけないんですけれども、かなり努力したつもりでフィージビリティーが必ずしも十分でないものをそこに入れてしまうと、結果的に、努力してもだめだった場合に、必要な運営費交付金が確保できてなかったという事態が生じ得るのかもしれません。だから、そこはそれなりの見通し、まあ、バランスの話だろうと思いますけれども、事務方としては、見直しを立てつつやる必要があるのかなと思っております。

【後委員】 先ほど、受託収入が伸びてないじゃないかという話がありまし

たが、今、事務局からおっしゃられたように、収入のほうは多目に見積もるとまずいというのはわかるんですけれども、それだとすると、自分たちの努力で増えた結果によってどこかからのお金が減るのであれば、何のインセンティブも働かないんじゃないかということを申し上げたいわけです。そういうことだと、むしろ、自立性を増すだとか、研究がしやすくなるというのが絵にかいたモチになるんじゃないですか。頑張れば頑張るほど交付金が減るのであれば、だれも頑張らなくなるんじゃないですかということを申し上げたかっただけなんですけれども。

【椎貝分科会長】 ちょっとそこのところは重要で、外国だと独立行政法人型の機関が多いわけですが、やっぱり内部留保というのをしっかり持ってないと対応力がないのね。例えば、不幸にして、どこかのラボラトリーが爆発したといって、運営費交付金に当たるものはいつも同じだけだというのであれば、内部留保というのを持ってないと対応ができないわけです。ですから、大概2年分ぐらいは持っているのね。ところが、日本の場合に難しいのは、内部留保金がたくさんあったならば、じゃあ、今度予算を減らすぞとやられると、インセンティブがないから、やっぱり今までとちっとも変わらないじゃないかということになるのね。だから、使い切っておけば同じだけ来るけれども、一生懸命ため込んで、稼いでためたら減らすということであれば、全くやる根拠がないのね。だから、そこいら辺でちょっと私も、内部留保をどう考えるかという問題が解決がついてなければちょっと無理な話ですが、そこら辺の見通しがわかればいいのね。

【技術審査官】 先ほど、ちょっと私が申し上げたのは、実際のところ、どういうメカニズムで運営費交付金が定まるかというところをちょっと申し上げたんですけれども、今回の独立行政法人の趣旨とかそういったことからしますと、要するに、例えば自己収入をいろいろ努力して増やしたときに、運営費交付金を減らさなきゃいかんとかということが決まっているわけではなくて、実態上そういうふうになりがちだということだけなんですね。

したがいまして、例えば、今回予算が、まさに先生のご指摘は非常に基本的

なところだし、非常に大事なところだと思うんですけれども、それを計画のほうの書き方なのか、あるいは目標のほうなのかわかりませんけれども、実際にやっぱり結果的にもくろんだものより、ある程度できてくれば、今まさに先生がおっしゃったような留保というものが、バッファーといいますか、それがどんどん増えてくるわけで結構なことなわけですから、そういったものを目標なり計画の中で何らかの書き方というか、そういう思想は書き得るような気もしないでもございません。

【椎貝分科会長】 そこのところは、一番最初に独立行政法人に移行するから、大胆だしパイオニアなんですね。だけど、そこら辺をある程度よく詰めておかないと、一生懸命稼いでため込んだらば、「じゃあ減らすぞ」なんて言われたらば、競争的環境もへったくれもなくなっちゃうのね。稼がないところは、ちゃんといつまでも今までどおり来るなら、ちんたらやっているのが一番いいじゃないかということになるわけだよね。

【嶌委員】 独立行政法人をなぜやったかと言えば、やっぱり一方で行革というのがあって、むだな金を使うなという論理が1つあると思うんですよね。同時に、独立行政法人化することによって自立しなさいという側面と両方あって、その2つの相反するようなところをどうやって両立させていくかというのが、このスタート時点のところでは非常に重要なんだろうなと僕は思いますね。ただ、日本の予算というのは単年度主義みたいになっていて、とにかく使い切らないことには、翌年に繰り越すことはできないわけですね。それで、独立行政法人というのは、今までみたいに国の予算だけでやるんじゃなくて、そのかわり、赤字になったらあなたのところはつぶしますよという、そういう強迫観念もあるわけですよね。多分、現実にそういう形になっていく可能性は、僕はこの研究所があるかどうはか別として、ほかのところではやっぱり出てくるんだろうと思うんですね。

だから、そういう独立行政法人の予算のあり方というのかな、そこら辺の原則というのはやっぱり、おそらくここの土木研究所とか建築研究所だけじゃなくて、日本の政府全体の中で、それはどうあるべきかということを考えておか

ないと、一方で行革しなさいと、しかし、赤字を出したらつぶしますよということになると、基礎的な研究だとかそういったことは全然できなくなってしまうというような、そういう問題が多分出てくるんじゃないかなとは思いますね。 【椎貝分科会長】 そこら辺、パイオニアだから大変なんですけど、よくお考えください。

【高木委員】 中期計画というのがそもそも何かってよくわかっていないので類推なんですが、会社で言うと定款というのがまずあって、その定款からいるいる各事業年度に、年度の当初に何をやるかという役員会で決めたりする。まあ、そういうものというふうに大ざっぱに理解して、ここに書かれないものを行うのは罰則つきですよというふうに先ほど言われました。それは、目的と相反するものを罰則つきということであって……。

【技術審査官】 これとの話ではございません。ここに書いてないことはできないということはございません。

【高木委員】 それでしたらいいのかもしれません。例えば今の話、インセンティブがないために内部留保ができにくいシステムになっているとすれば、例えば何かとてつもない収入が上がったとすれば、この法律の中でできることというのは、職員の成績が考慮されるという部分はあって、かかわった職員に払っちゃえばいいわけですね。払っちゃえば残らないから、運営費交付金に響いたりなんかしないだろうかなというふうなことをちょっと思ったんですけど、この法律に書かれている「職員の給料は職員の成績が考慮されるものでなければならない」というのは、法律に書いてあるから、特にこの計画の中に書いておかなくても、それは例えば実施できるんですか、できないんですか。

【技術審査官】 できます。実は、冒頭でお話ししましたとおり、役職員の 給与については、問題があると思えば、評価委員会からのご意見をちょうだい することになっているんですけれども、役員以外の職員の給与については、こ れは独立行政法人の長が国土交通大臣に届け出るので済むのです。要するに、 変な話ですけど、ここでのご審議にも付さない、国土交通省から、こうせよと かああせよとかというそれにも及ばないことでありまして、基本的には長の裁 量で定まる世界です。

【 嶌委員 】 簡単な質問なんですけど、受託収入というのは、民間からの受託ということですか。

【技術審査官】 国、地方公共団体からのほか、民間からも受託は可能です。

【嶌委員】 民間からはかなりあるんですか。

【技術審査官】 今までの実績ですか。

【 嶌委員 】 というか、つまり、民間はできないけれども、こういう基礎的な研究をやってくれということは、これからも多分いろいろ出てくるんだろうと思うんですよね。だから、国からということになると、何となく予算の範囲の中でなってくるわけだけれども、大学なんかでは、民間からの共同研究が非常に増えるんだろうと思うんですが、ここでは、受託収入といった場合に、民間からというのは相当大きなウエートを占めてくるんですか。

【土研企画部長】 実績から言いますと、今まで国の機関でしたから、民間からのものはございません。ですから、今までの科学技術庁からの調整費だとか、環境庁の調整費だとか、あるいは国土交通省の場合には地方整備局がございますが、地方整備局からの委託費であるとか、そういうものの積み上げが今の額になっておりまして、もしも民間から入ってくるものがあるとすれば、さらに、これはプラスアルファされます。

【 嶌委員 】 民間から入ってくることについては、別に原則的に禁止されているとか、そういうことはないんですか。

【土研企画部長】 ないです。

【 嶌委員 】 大学がだんだん民間から受託するというのはすごく増えてきていますよね。昔は産学共同なんているいろ批判があったけれども、どんどん今は増えてきているわけで、そういう可能性というのはこれから相当増えてくるんじゃないかなという気が僕はするんですけれどもね。

【土研企画部長】 特に、そういうことが期待される研究所になっていかなきゃいけないという部分もあると思いますね。

【椎貝分科会長】 ただ、こういう不況の時代だと、もう大学のほうにも民

間は払う能力がないんですね。なるべくただでくれ、ただでやってくれというので、もう今、大学はただ奉仕をしてあげるよりしようがない。これがもうほとんど、一部の企業を除いてはできないのね。開発能力がない。

【土研所長】 そういう意味では、やはり民間の研究所からの要望としては、 国の研究機関で肩がわりしてほしいというような要望もいろいろありまして、 実際問題としてはかなり厳しいところがあると思いますけれども、そういう需 要が出てくれば受けて立つというようなことにもなるかと思います。

【嶌委員】 その場合に、外国の機関も入っていいんですか。

【土研所長】 もちろんいいです。

【 嶌委員 】 まあ、日本が不況だって外国が好況なら、外国からとってくる こともできるわけですよね。

【土研所長】 そうですね。

【中村委員】 今、民間でできない研究をやっていくという話が出ましたけれども、私、ちょっと工学系の研究がよくわからないので教えていただきたいという趣旨で質問するんですが、きのう、土木研究所と建築研究所を見させていただいたところ、設備がすごくて、見学した土木研究所の3つの施設のうち2つは、ほんとうにもう土木研究所じゃなきゃできないというようなそういうものだったんですね。

ここの中に、「研究開発における競争的環境の拡充」という項目がありますけれども、この土木の分野というのは競争に、まあ、ここでは評価とか資金を獲得するというところの競争というような側面で競争をとらえているんですけれども、研究そのものを競争というんですか、コンペティターというんですか、そういうのが土木研究所じゃなきゃできない研究であれば、一体だれと中身を競争するのでしょうか。

経済学では、自由競争というのが行われる前提というのは、やはり似たようなものがいっぱいあって、それで参入障壁がないところにみんなが自由に入ってきて、自由に似たようなものをつくる。それで、そこを消費者が選んでいく、そういうことなんですね。

確かに、ここはほかでできないことをやるというのが存在意義もあるので、 そこは否定できないと思うんですけれども、研究の競争的環境ということだけ を考えると、何か参入障壁がすごくありそうで、似たような研究というのは、 日本の中で、その分野にもよると思うんですけれども、どういうところにあっ て、研究者たちの方はどうやって競争的環境を保っていかれているのかなとい うのがちょっと思ったんですけれども。

【椎貝分科会長】 よろしいですか。これ、実は大学でも常に問題になっているようなところで、例えば大学なら、似たようなラボラトリーが2つあれば、そのラボラトリー間の競争なのか、それから大学間の競争なのか、あるいは大学と民間の研究所、あるいは大学と土木研究所みたいなところの競争なのかというと、全く定義がないのね。競争させればと言うけれども、例えばアメリカの研究分析では、研究者を競争させたらろくなことはないという結果がもうとっくに出ているんですよ。そうでなくて、もっとハーモニアスな環境でやれば伸びるけれども、同じぐらいの研究者に競争させたらどっちもうまくいかないというのは、もうとっくにレポートが出ているのね。

だから、その「競争的環境」という言葉が一人歩きして、競争させれば伸びると思っているけれども、そうじゃないのね。もう日本だって、ノーベル賞を取る人は大概競争的環境でやっているわけじゃないんだから。(笑)で、競争的環境でやっていると、まあ、ある点では、もちろん一定の効果はあるというのね。ただ、やっぱりアメリカの分析では、ハーモニアスな環境でやったほうがはるかに伸びると。それで、ただ、たまたま同じようなところでやっている同士が情報を交換して、フェアな競争を始めれば、最後にすばらしいものにたどり着くということで、その「競争的環境」という言葉がほんとうに一人歩きなのね。だから、私はそれもちょっと気になっているんですけれどもね。

例えば土研の中で2チームつくって同じことをやらせれば伸びるかというと、 多分伸びないんじゃないかと思いますけどね。情報を交換したほうが得に決まっているんですよ。

【土研所長】 まあ、2つぐらいの面があると思うんですけれども、1つは

科学技術振興調整費のような省庁の中でいただける予算ということ以外に、各年度に全研究所に対する予算としてあるわけですけれども、それを積極的にとれるような研究課題を設定していくとかというようなのが1つの競争としてあります。

もう一つは、中で2チームが争っていくということじゃなくて、それぞれが別の研究はしているんですけれども、非常にいい研究をしたところについては評価を高くし、そうでないところはもっと頑張らせるとか、そういうラボラトリーそのものを活性化していくという、そういう面もあると思うんですね。

確かにおっしゃるように、民間と競争するというようなのはそもそも趣旨に合わないわけで、そうかといって、国立の研究機関同士で相手がいるかというといないわけですから、そういう面の競争というのは難しいと思う 難しいというか、ないと思うんですね。

【中村委員】 でも、きのう拝見した中で、1つ、メダカを使って環境ホルモンの研究に取り組んでおられましたが、ああいう研究はどちらかというと、他の機関と競争が可能かもしれません。だから分野にもよるんだと思うんですね。そういう研究をどんどんやっていかれるといいかなと思います。せっかく独立行政法人になるんですから、今まではやっぱり建設省の機関ですから、建設省の所掌事務というところを非常に意識しないといけないと思うんですけれども、もうどんどんそういう他省庁のところというのにどんどん入っていって、また逆に、他省庁の研究機関にも来てもらって、研究の競争環境というのを高めていっていただければいいかなと思います。

【土研所長】 そうですね。確かに従来から、土木構造物そのものについての競争性というのはあまりないですけれども、おっしゃるように、環境の問題であるとか、ITの問題だとか、それから耐震の問題とか、そういうのはいろんな研究機関が研究していますから、そういう意味では、いい知恵を出したところが成果が上がるし、また、ほかの省庁の、科技庁の予算の獲得という面でも有利になっているという意味では競争があると思います。

【嶌委員】 今までと全然違う話なんですけれども、これはもう本委員会の

ときにもちょっと言った話ですが、この「独立行政法人の目的」というところ、効率性、効果性、公共性、透明性、自主性というふうに書いてあるんですが、つまり、この21世紀、特に90年代以降、日本だけじゃなくて、世界の大きな特色というのは、やっぱり非常に人々の価値観が多様化してきている。あるいは、地域の独自性というものが多様化してきている。現実に日本の政府も、なるべく地方分権をやろうとか、国民の多様なニーズにこたえるとか、そういうことが大方針になっているわけですよね。その結果何が起こっているかというと、いろんな形で、例えば今問題になっているのは、長野県でダムを全部やめるというような話が出たり、あるいは吉野川の河口堰の問題で地域住民が真っ二つに割れちゃうだとか、あるいは、これは国土交通省と関係ないかもしれんけど、諫早湾の問題とか、これからおそらく、多分こういうことはいっぱい起こってくるんだろうと思うんですね。そのときの今の行政、あるいは政治の決断方法を見ていると、何となくわからなくて先送りしているか、あるいは、ある種独断的に決めると。独断的にと言うとちょっと語弊があるかもしれないけれども決めると。

だけど、一般の周りから見ていると、そういう決断をすることによって、一体どういう影響があるかとか、そういうことはあまりよくわからないわけですね。したがって、これから多分、こういうところの組織に求められるのは、今まではダムがいいんだと言っていたけれども、それじゃあ、自然の河川を利用した新しいやり方があるのかどうなのかとか、つまり、幾つかの選択肢を提示すると。で、この選択肢にはこういうメリットとデメリットがありますよ。Bという選択肢にも、こういうメリットとデメリットがありますよと。国あるいは地方自治体としてはこれがいいと思うけれども、最終的にはどうですかと。そこのところのデメリットはあなた方が自己責任でやりなさいよというようなことが、多分おそらくこれからの多様化した時代の中での民主主義のあり方だとか、自己責任のとり方だとか、そういう問題に発展してくるんじゃないのかなという気が僕はするんですね。

そういうことを考えたときに、やはりこういういろんな選択肢、つまり、国

民のニーズとか価値観の多様化というものが一体どこにあるのかということを、やっぱり目的の中で吸い取る仕組みというものをやっぱり持っていかないと、過去の既存の、多分、効率性、効果性云々というのは今まで書かれたようなことに、まあ、多少は加えられているのかもしれないけれども、そういう国民のニーズをどうやって基礎研究の中に生かしていくかという、そのシステムということも取り上げていくことはすごく大事なんじゃないかなと思うんですけれどもね。

【技術調査課長】 現在やっております研究テーマの中にも、今、委員がおっしゃったような、僕たちの言葉では、行政を進めていく上での建設マネジメント的なとらえ方をしている、まあ、言うなれば、ほとんどハードの研究をやっているわけですけれども、ソフトな部門についても実際に取り組んでいる部署がございまして、そこでは、効率性、効果性だけではないと思うんですが、行政をうまく進めていくために合意形成をどういうふうにとっていったらいいのかとか、それから、多様性というか、いろんな判断要素、この事業について、この行政施策について評価していくのに、いろんな物の見方があるというようなところを分析していって、そして、まあ、個々のプロジェクトに対応するというのもありますけれども、一般的に説明責任をどういうふうに果たしていって、どういうふうに国民の求めているニーズにこたえていくかというような研究も、浅いんですがやり始めています。そういうことも目的の中にしっかりと書き込んでいって、ソフトも含めて行政需要にこたえていく、国民の需要にこたえていくという、それが非常に重要なことだと思っています。

【土研所長】 若干補足しますが、いわゆる社会資本整備の評価の問題だとか、それから、意思決定システムの問題だとか、そういったようなものの総合的なものは国総研のほうが主体になっていくと思います。ただ、住民が何を考えているか、これをくみ上げる方式だとかそういうのは、もちろん独法だって関係があるわけで、そういう要素的な評価の仕方とか、具体的な手法とか、そういったようなものは独法のほうでも研究していくことになると思います。おっしゃるとおり、非常に重要な課題だと思っています。

【椎貝分科会長】 どうぞ、森地委員。

【森地委員】 幾つか申し上げたいことがあるんですが、さっきの競争の話は、北海道開発土木研究所で冬期の港の研究は優れた実績がある。また、土木研究所と港湾技術研究所で、港とか海のことをやったら港湾技術研究所が圧倒的に実績がある。また、海岸のことは土木研究所でもやっている。で、やりようによっては、その間で競争は可能なんですね。その競争を、僕が一番重要なところは、プロポーザルを書かせる競争をやることだと思います。それが新たなテーマを発掘するインセンティブになる。そういう意味では、この局のお金は、旧何省のお金はこの研究所にしか行かないというよりは、違う仕組みのほうがいいかなと思うんですね。

ただ、全体の仕組みがまだよくわからない、やっている人も、マネジしてい る人も、我々も、だれも新しい仕組みがどう動くのかわからないから、少しや りながら考えざるを得ないとは思うんですよ。そんなことが1つ気になります。 それからもう一つは、研究所であることは確かなんですが、先ほどおっしゃ ったように、土木研究所、国の研究所って圧倒的巨大な設備を持っていて、大 学にはない。民間の人もそれは使いたい。また、研究というよりも、調査とか 計測とか、何かそういうたぐいの使い方もあるんですね。ここに、設備を外部 に使わせるように期間を公表するとなっているんですが、分野によっては、例 えば民間の人が疲労試験をやりたい。そのとき、アメリカに頼むのと中国に頼 むのと日本の大学に頼むのと、今は研究所じゃなくて大学なんですが、選択肢 になる日本の大学はコストが高過ぎると。物によっては中国がいいし、物によ ってはアメリカの大学のほうが安かったりする。そういうたぐいのことが、も し研究所で受け入れが可能だとすると、期間は当たり前ですが、コストとか、 これ、もしそういう格好で稼ごうとしたら、何か使わせてやるよ、公表するよ というんじゃなくて、一体どういうマーケティングをやるのかとか、どうやっ てそれで金を稼ごうとするのかという、やりようによってはそこまでやる手も あるし、いや、これはやらないんだという方針もあるでしょうしね。そういう たぐいのことを考えるのか、考えないのかとちょっと気になるところです。

それからもう一つは、これ、北海道の研究所のときも申し上げたんですが、研究者にこういう格好で成果、成果と言うと、一番簡単なのは、易しいテーマを掲げて、「はい、できました。全部できました」って、これが一番簡単なんですね。研究というのは業務と違って、100%の成果が出ないから研究のおもしろさがあるわけですね。失敗したり、うまくいったりいかなかったり。うまくいったほうがいいのに決まっているんですが、ただ、いい研究は、失敗してもその失敗に価値があるとか、そういうところがあります。じゃあ、それにどうやってインセンティブを与え、評価するのかということになるわけで、非常に難しくあるんですが、1つの方法は、この研究計画自身のそれぞれに、何年間でこういう成果を出したい。これは2年のテーマだ、これは10年かかるテーマですよと。だから、およそ3年ぐらいでこういうピッチで結果が出てくるとか、タイムスケジュールとアウトプットがリンクした格好で目標設定を個々の研究者にセットすると、わりあいインセンティブになる。そうすると研究者というのは誇り高い人種ですから、何とか守ろうとする。

実は東大の土木は、外部評価に対してそういうことにしたんです。それぞれの教官が何年間で、3年ではこれをやりたい、10年ではこれをやりたい。3年たつと、みんな、それを内部でも見ていますから、ほんとうにそれでできているのってことになる。こういう、非常にソフトなコントロールの仕方ですね。これがもう一つです。

それから、あと1つは、ちょっと細かい話になるんですが、私の関係するような交通のテーマってほとんどないんですが、これは国総研にということですか。

【技術調査課長】 ITSとかこれからの道路行政の政策的なところという ものはある程度切り分けて、国総研に行きます。

【森地委員】 ああ、そういうことですか。

【土研所長】 舗装とかトンネルとかの施工技術開発は独立行政法人で担当 することになります。

【森地委員】 なるほどね。それで、今まで申し上げたことを全部ひっくる

めてなんですが、先ほど、たびたびご説明があったように、国全体のルールがあって、それにこたえるような格好でフォーマットが決まっているからやっていかなきゃいけないことに応えるようとしているのだと思います。一方皆さんがご指摘のように、本来独法化したのは、競争だとか、あるいは効率性だとか、あるいはあまり競争し過ぎて民間圧迫だとか、何か基本的な話がどこかにあって、それに対してはどうこたえるのかというフィロソフィーが、あるいはそれに対する回答が、即ち独法化が本来目指した直接的な課題に対する回答がこれじゃ見えてない。それが多分皆さんのご指摘だろうと思うんですね。

これについて、私自身はこう思っているんですが、さっき言いましたように、この制度がどう動くかわからないので、中期だと言うけれども、ある一定期間、例えばそれが2年なのか1年なのか半年なのかわかりませんが、そこでそういう課題に対して、どうこたえて、仕組みをどう変えなきゃいけないのかという話を、もう一回検討して、この中に組み入れたらいいと思うんですね。それは多分、ここに書いてある中におさめられるような項目で入っていく話だろうとは思うんですよね。そう難しいことでも、今やっていることと矛盾する話でもないと思います。

【嶌委員】 僕もすごく賛成ですね、それは。だから、このままの形でずっと行くと、また何か固定的な形になっちゃうから、2年か3年たったときに、独立行政法人というものを生き生きした組織にするにはどうしたらいいのかということを、もう一回目的も含めて考え直すと。だから、今「効率」と言うと、先ほども先生がおっしゃったけれども、何か数値目標ばかりが出てしまう。僕らだって、原稿を書けって言われれば、1本の話を3本でも5本でも書けるわけですよね。だから、そういう数値目標ってあまり意味がないんじゃないかなと思うんですね。やっぱり質と量というかな、そこら辺のところをどう組み合わせるかとか、そういうのはやっぱり1年か2年やったところで、もう一遍きちんと見直すんだということもきちっと書いておいたほうがいいような気がするんですよね。書いておかないと、委員がかわっちゃったら、何となくそのままずるずる行っちゃうから、2年たったら、ほんとうにこのやり方がよかった

のかどうなのかとか、そういうことを見直すことも、少し大きな原則として書かれておいたほうがいいんじゃないかなと。

それから、おそらく国がいろんな独立行政法人に対して同じようなことを言っているかもしれないけど、やっぱり独立行政法人それぞれに特色があるわけだから、必ずしも国のフォーマットで全部やろうとしたって、多分無理だと思うんですよね。だから、それぞれの独立行政法人の特色を生かすためにはどうしたらいいかということを、2年ぐらいしたらちゃんと見直すとか、そういうことをしていただければと思いますけれどもね。

【土研所長】 研究課題そのものは、専門の先生にお願いして、スタート段階、中間段階、終了段階のそれぞれでの評価を、現在もやっているわけなんです。そういったものは独立行政法人でも組織したらいいんじゃないかというようなことが計画のほうに書いてあるんですけれども、これは今おっしゃっている、この運営全体の問題だと思いますので、その辺をまた考えてもいいかなと思います。

それから、森地委員のおっしゃった施設を貸す件についてですけれども、施設が研究で使われてない期間については、お貸しする上で幾らかいただくというようなことにはなるかもしれませんが、使いたい方があったら使っていただいて結構ですよということも考えられます。しかし、独立行政法人自らが民間から引き受けて性能試験したり、あるいは何かを測定したりというのは、現在でも既に財団法人等でやるのが一般になっていますから、それを独立行政法人がやるということは、特に考えておりませんでした。

【椎貝分科会長】 ちょっと私から、時間も迫っていますので簡単に。

46ページですが、右側の の「研究者の受入れ」ですね。今度、独立行政 法人になったら、研究者の受け入れというのはフェローシップ等ではなくて、 実際に雇用できるんじゃないですか。

【 士研所長 】 そこのところは、ちょっとやってみないとわからないところがあるものですから。

【椎貝分科会長】 やっぱり優秀な研究者は、もう引っこ抜いてきて雇用す

るぐらいを打ち出してもいいんじゃないかと思うね。これは実際には諸外国がもうやっている話で、これはもう日本人の先生で外国でやっている人というのはたくさんいるわけですよね。筑波大でも、若い講師でノーベル賞を取れそうになったのはアメリカの研究所の所長ですよ。だから、東大の医学部が30歳ぐらいで教授にすると言ったって、絶対戻らないわけだからね。そのぐらいもう網を張っているわけで、土研はちょっとノーベル賞とは関係ないかもしれないけれども、それに匹敵する学者は雇えるのね。だから、もっと積極的に雇うことも考えてほしい。

それから、雇うためには、やっぱり受け入れる措置ですね。連れてきて、日本の生活がわからない人をほうり出して、さあ、ここへ住めというんじゃだれ も来ないから、そういうことも考えておく必要がある。

というのは、実際に土研でも外国人研究者を呼んでいるけれども、それをちゃんと待遇しているとは、私、思われないのね。日本語はどうするかというと、外国人に頼んで高い金を払ってしまったり、逆にただで頼んだりというようなことになっちゃって、そこら辺の問題はありますね。ですから、これは私は、最初はフェローシップ制度ぐらいでいいですけれども、ずっとフェローシップ制度程度だと、「積極的に」とは言えないんですね。

「研究者として」とか、「所長として」とかまで言っていいんですよね。だって、実際、民間の会社はやっているわけでしょう。日産かな、あのカルロス・ゴーンなんで怖い顔をした人をちゃんと社長に雇うわけだからね。だから、そこら辺もちょっと踏み込んだほうがいいのではないか。大学はもうそれを考えているんですよね。優秀な人だったら学長で呼んでくればいいではないかということです。

【高木委員】 「等」と書いてあるからできる、やろうと思えばできるんじゃないですか。

【椎貝分科会長】 まあ、「等」なんですが、弱いんですね。「積極的に雇用して」ぐらい書いてくれないと。これは日本の今までの研究組織の弱点だったのね。アメリカは、優秀な先生はどんどん引っこ抜いていくけれども、日本

は引っこ抜けなかった。「等」と言うとフェローシップ以下になっちゃうからね、普通、日本語の感覚としては。だから、「フェローシップ等」に実際のところも入るんだと言えばいいですけれども、「何々等」というのは、それから大体下というのが日本語の表現ですからね。そこら辺をお考えいただいたらよろしいかと思います。

それでは、時間が迫りましたが、もう一回これを修正することは多少できる わけですね。

【技術審査官】 はい。

【椎貝分科会長】 先生方は私も含めて大分厳しいことを言いますけれども、大学はここまで行かなくて大騒ぎしているわけですから、(笑)もうはるかにリードしておられるので、とにかく学長が99人集まると、みんな言いたいことを言っていて、どうにも決まらないので、私としては、ここまでまとめられたことは評価いたしますので、ほかの委員の方々もそういうご理解をいただければありがたいと思います。それで、今日出た意見を踏まえて少し修正していただいて、次回行うということにしたらいかがでしょうかね。

(9)その他

今後の日程等について

【椎貝分科会長】 では、あと、今後の日程はいかがでございましょうか。

【技術審査官】 第2回の分科会につきましては、3月19日、月曜日でございますけれども、16時から、この建物の8階、817号室で開催予定ですので、よろしくお願いしたいと思います。

中身といたしましては、本日ご意見をいただいて、おそらく修正した中期目標(案)、それから、中期計画の、今度の段階では多分「案」ということでお話しさせていただきたいと思いますが、それから、今回間に合いませんでした業務方法書に関すること、それから、役員報酬に関すること、これもご議論していただきたいと思います。

それと、中期目標、中期計画の関係なんですけれども、財務省のほうから、

実質的な協議をもう少し早めたいという話もございまして、19日になると、それがかなり迫った段階になっております。したがって、私どもで今日の意見を踏まえて直したものを、別途先生方に手分けして回らせていただいて、19日までに、これだというものにしておきたいと思います。恐縮ですけれども、またぜひお時間をとっていただければと思います。

【椎貝分科会長】 先生方もお忙しいと思うんですが、とにかくかなり差し 迫った話ですよね。

【技術審査官】 はい。

【椎貝分科会長】 ですから、是非ご協力いただければありがたいと思います。

それから、皆さんもうかなりEメール等をお使いになっていますので、Eメール等でファイルを送ってよろしい方は、聞いておかれたほうがいいんじゃないでしょうか。大分楽ですし、この時代ですから、それはもうやっておられる方はどんどんやったほうがいいと思いますね。今日の話の中でも実際、「情報の整理」も書いておられますし。

私も、必ず学長の部屋と、それから、自宅と両方送っていただいているんです。不着のことがたまにあるので。ですから、2つある方は2つ聞いておけば、どっちかに入ってくる。よろしくお願いをしたいと思います。

よろしゅうございますかね。何かちょっと、一言、二言ございませんでしょうか。

今日はほんとうに忙しくて、説明されるほうも大変でしたし、また先生方も 大変だったと思います。これで事務局のほうで締めの言葉をいただければあり がたいと思います。

4. 閉 会

【技術調査課長】 それでは、長時間にわたりましてご審議いただきまして、 ありがとうございました。第1回目の分科会ということでございまして、資料 等が不十分なところもございましたと思いますが、2回目に向けまして、あま り日にちはございませんが、分科会長から今お話しいただきましたようなこと でやってまいりたいと思います。

それから、本日の議事録等につきましては、評価委員会の運営規則、これは本評価委員会の中で、こういう話がありましたということで冒頭でお話しさせていただきましたように、まず議事の要旨をなるべく早く出させてもらう、公開させていただくということと、それから、議事録についてもなるべく早く、最初に椎貝分科会長からも言っていただきましたけれども、とにかく早くというのが一番よろしいかと思いますので、頑張ってそういう方向に持っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

午後3時3分閉会